

上野都市計画特別用途地区の決定（伊賀市決定）

上野都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)	約 235ha	上野都市計画区域内の準工業地域全域

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える都市機能の一つである大規模集客施設の立地を制限し、市全体として均衡のとれた拠点集中型の都市構造の実現を図るため、大規模集客施設制限地区を都市計画に定めるものである。